破産手続廃止

平成２３年（フ）第１４８８号
千葉県船橋市芝山５丁目32番８号
破産者　山田　克己
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第２８５号
長崎県佐世保市鹿町町下歌ケ浦705番地
破産者　株式会社鹿町建設
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第２３２号
長崎県佐世保市比良町４番20号
破産者　有限会社翠山荘
１　決定年月日　平成24年４月20日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

平成２３年（フ）第１３２７号
熊本県球磨郡錦町木上東1421、住民票上の住所千葉市若葉区桜木７丁目12番９号
破産者　豊永　研兒
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１３２８号
千葉市若葉区桜木７丁目12番９号
破産者　豊永　照子
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第１６３９号
千葉市若葉区みつわ台１丁目12番８号
破産者　株式会社銀河
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４２号
千葉県八千代市村上南５丁目９番地12
破産者　樫山　雅一
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第４３号
千葉県八千代市大和田新田410番地１
破産者　株式会社カシヤマ
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４３３号
千葉県我孫子市寿２丁目９番20―402号
破産者　菅原　勇虎
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第４４０号
千葉県柏市あけぼの１丁目１番24号　山澤マンション203号
破産者　伊藤ひろ美
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５１６号
千葉県柏市緑台13番地の１
破産者　有限会社三ッ輪鐵工
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第５１７号
千葉県市原市国分寺台中央３丁目３番地12メゾンサクセスＢ203、開始決定時の住所千葉県柏市緑台13番地１
破産者　藤原　三太
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第９６３号
千葉県松戸市新松戸１丁目153番地　ニュー松戸コーポＣ―701号
破産者　大井千恵子（旧姓冨士岡）
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第１８０号
滋賀県愛知郡愛荘町長野2362番地
破産者　有限会社大志建設
１　決定年月日　平成24年４月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第１９２５号
札幌市豊平区西岡５条14丁目26番15号
破産者　有限会社彩花堂
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第４０８号
仙台市泉区桂２丁目７番地の５
破産者　株式会社エムブレックス
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第８５号
茨城県神栖市波崎8230番地18
破産者　有限会社桶野塗装工業
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第１５９１号
千葉県船橋市豊富町653番地21
破産者　村杉　　誠
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２４年（フ）第３５号
千葉県市川市本行徳23番16―201号日下部マンション
破産者　本田美津惠
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第６８６号
東京都西多摩郡瑞穂町大字箱根ケ崎1199番地７
破産者　株式会社石垣電機工業
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７３５号
東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木537番地80、破産手続開始決定時の住所東京都西多摩郡瑞穂町大字二本木509番地27
破産者　石垣よし子
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２９６０号
横浜市中区山下町216番地堀井和田共同ビル１階
破産者　株式会社グルメハウス
１　決定年月日　平成24年４月24日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部